



ゼロ災 2022 キャラクター  
「ゼロ災ちゃん」



# 職場の安全衛生

一般社団法人岐阜労働基準協会

労働災害防止・健康確保対策・粉じん対策合同委員会

令和4年7月14日（木）

1. 労働災害の現況
2. 労働者の健康の状況
3. 法令改正
  1. 有害業務従事者の歯科健診の徹底
  2. 新たな化学物質規制
  3. 労働者以外の者に対する保護規制
4. ゼロ災チャレンジ2022

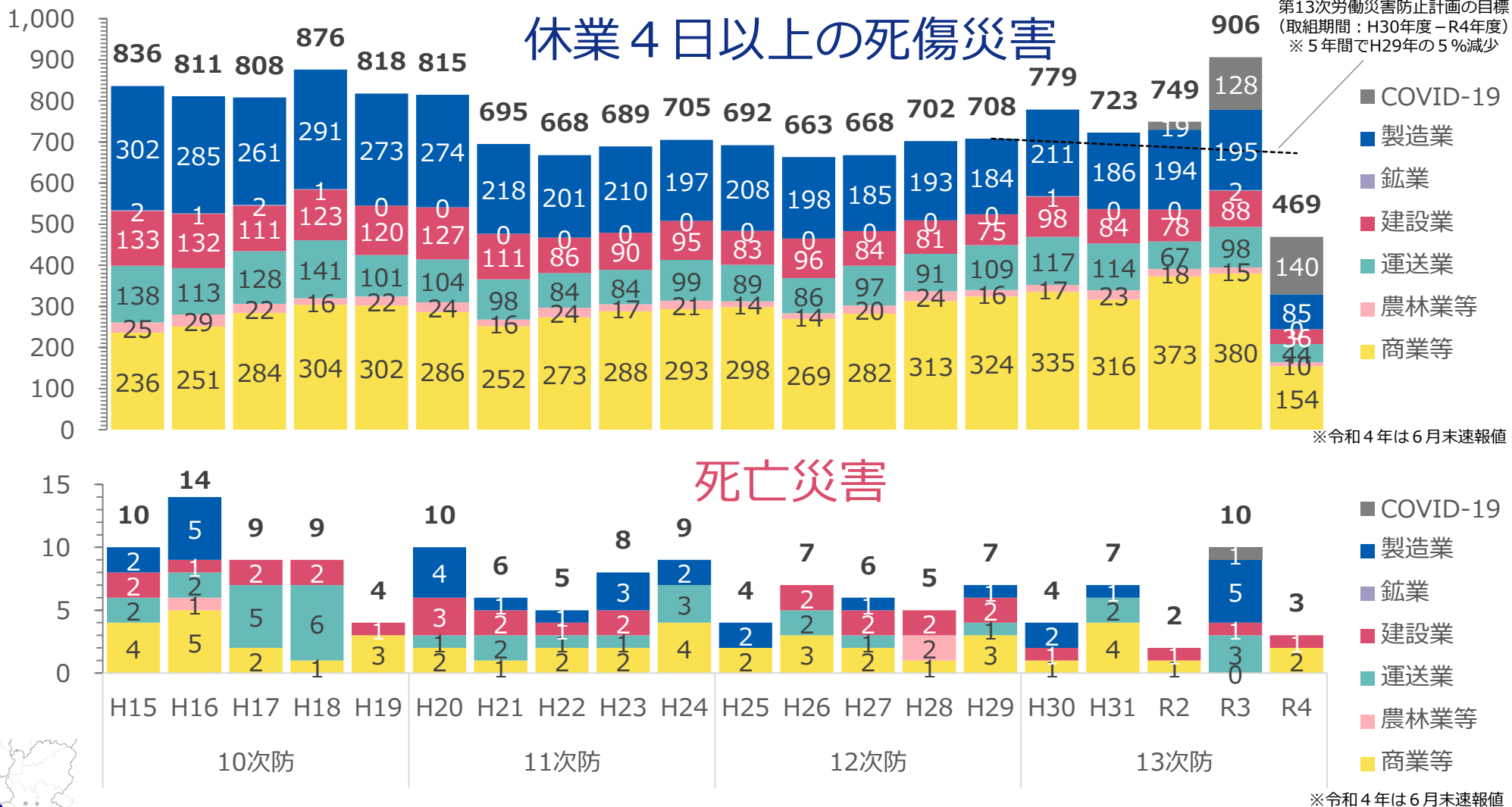
厚生労働省 岐阜労働局

岐阜労働基準監督署 安全衛生課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# 労働災害発生状況の推移：休業4日以上の死傷災害/死亡災害

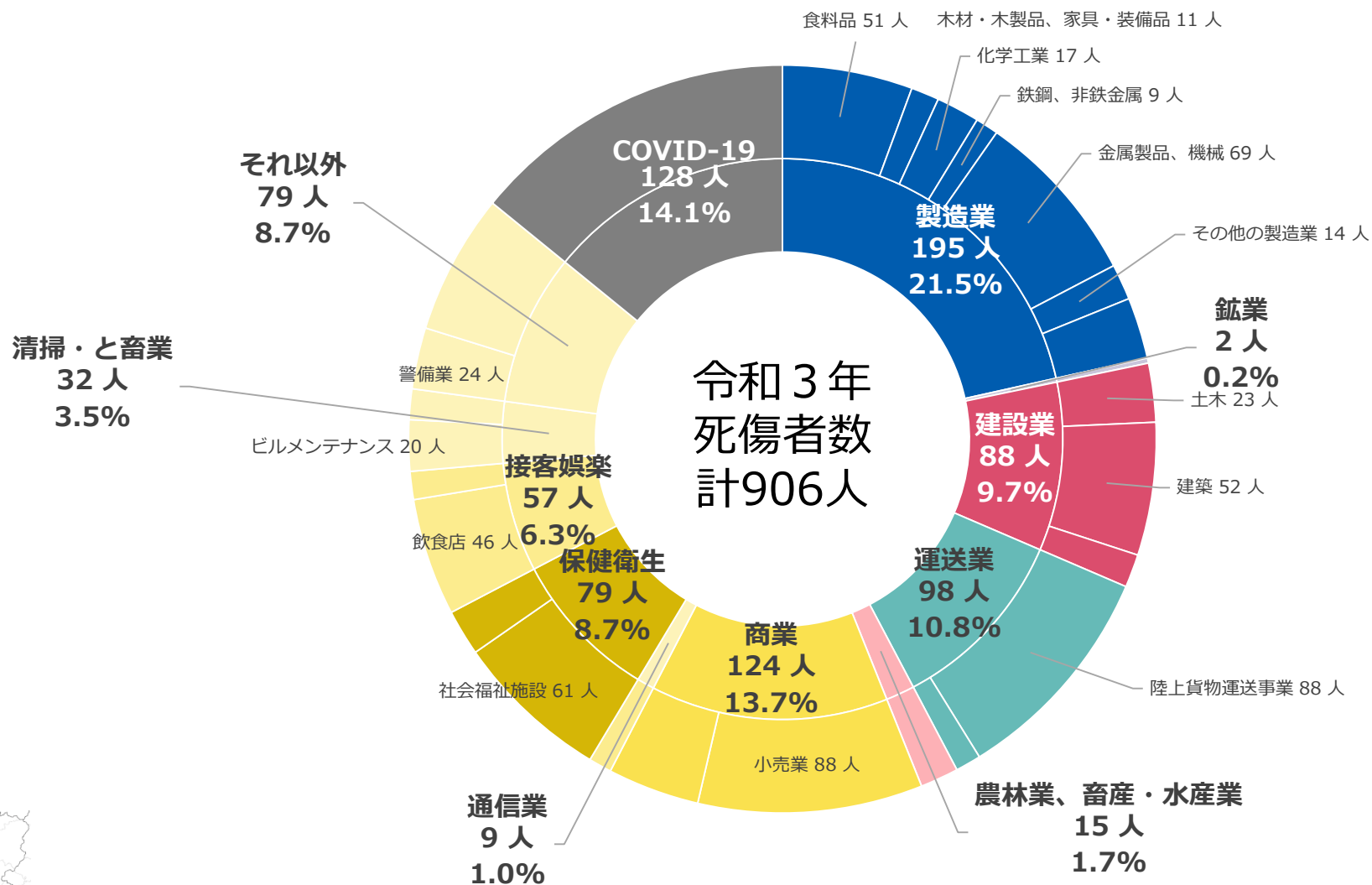
新型コロナウイルス感染症によるものを除くと令和2年は730人、令和3年は778人でした。



上：休業4日以上の死傷災害、下：うち死亡災害。労働者死傷病報告ほかによる。新型コロナウイルス感染症によるものを含む。

# 令和3年の労働災害の特徴：業種別

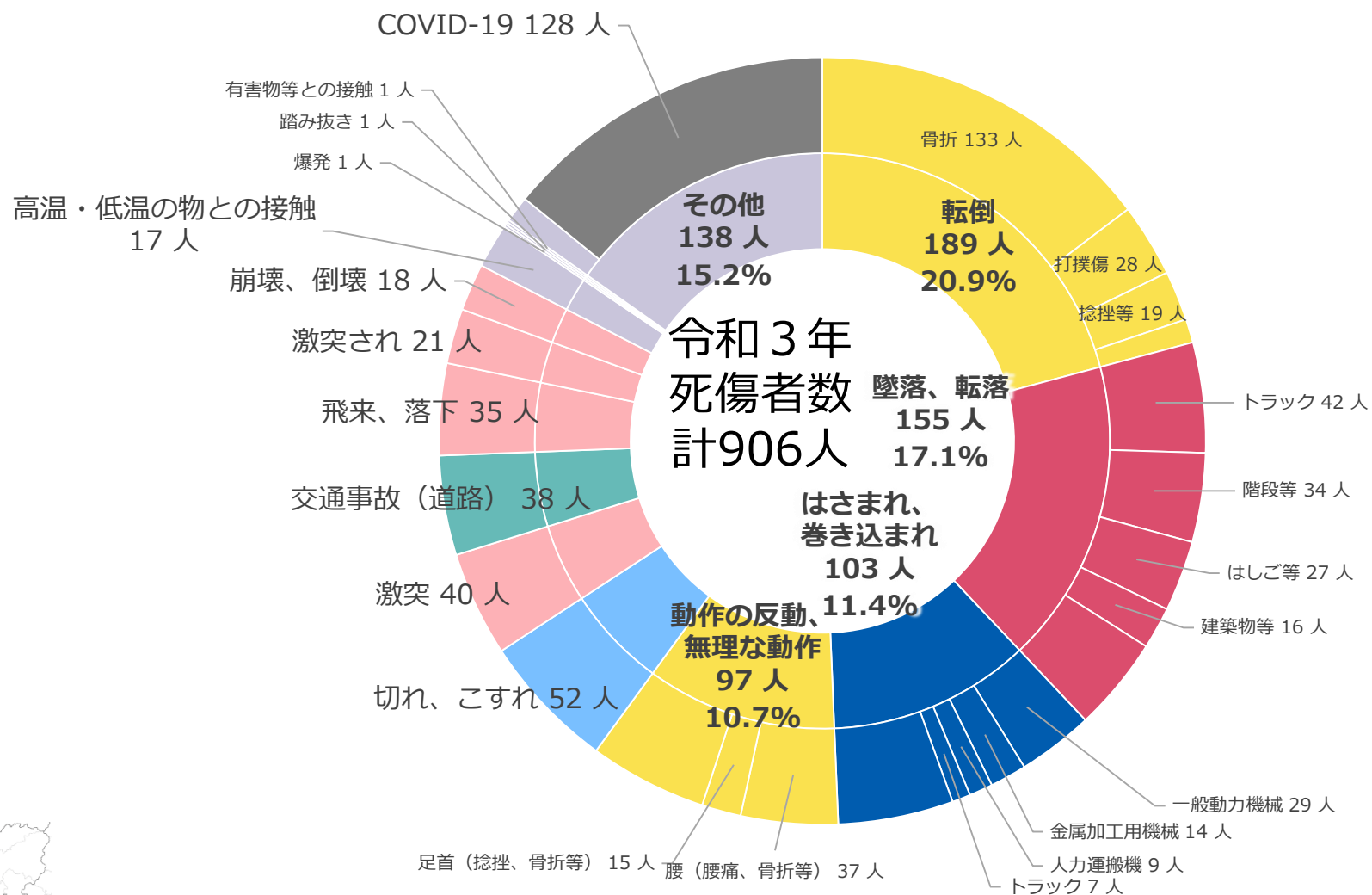
商業等の第三次産業が全業種の約半数を占めました。



休業4日以上死傷災害（各年の1月から12月まで）。労働者死傷病報告による。新型コロナウイルス感染症によるものを含む。

## 令和3年の労働災害の特徴：事故の型別

「転倒」「墜落・転落」「はさまれ・巻き込まれ」「動作の反動・無理な動作」で6割を占めます。

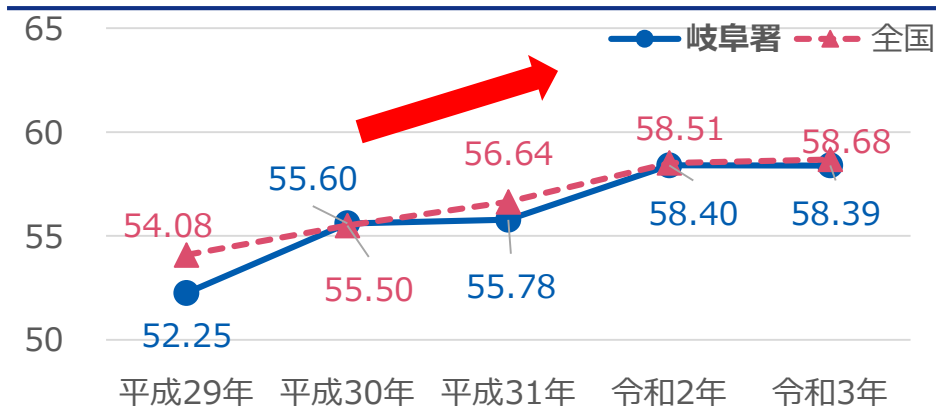


休業4日以上死傷災害（各年の1月から12月まで）。労働者死傷病報告による。新型コロナウイルス感染症によるものを含む。

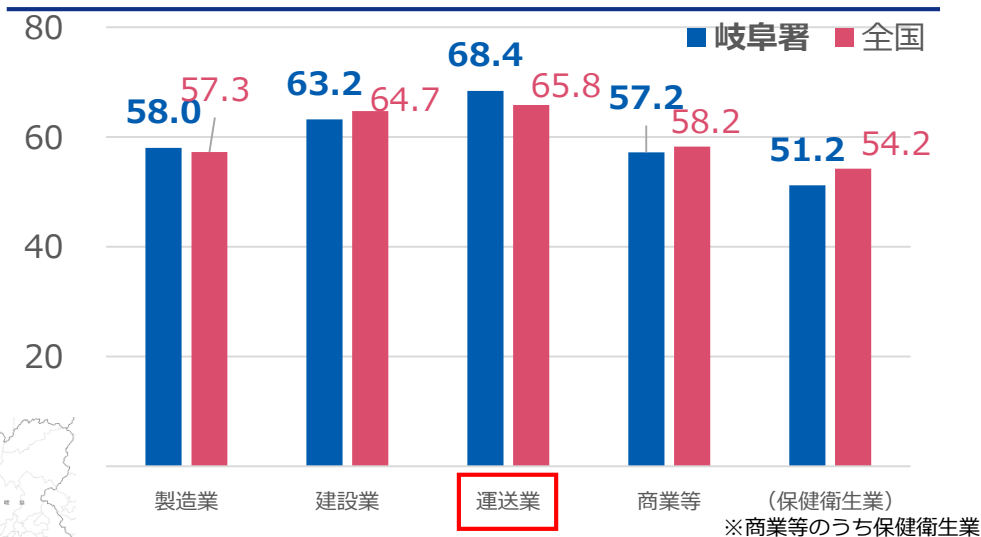
# 令和3年の労働者の健康の状況：定期健康診断結果

「血圧」「肝機能」「血中脂質」の有所見率が高めです。例えば、お昼ご飯を見直してみましょう。

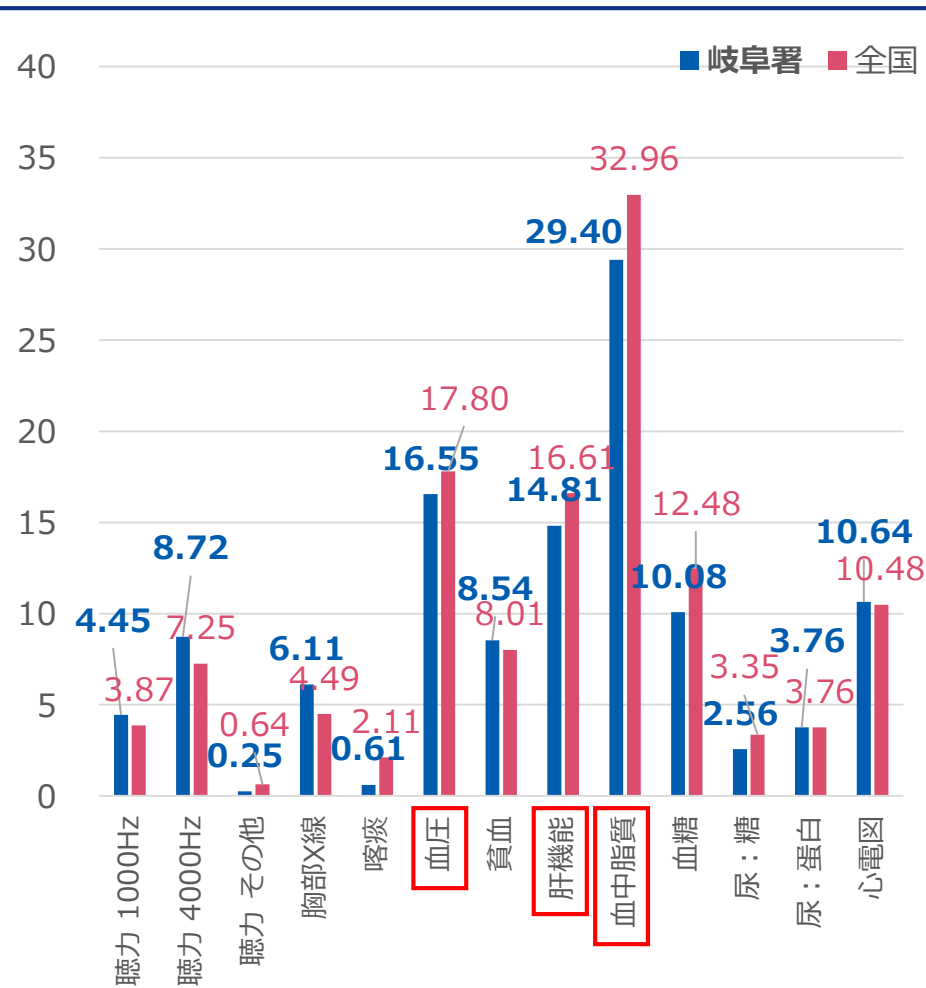
## 有所見率の推移 [%]



## 業種別有所見率 [%] (令和3年)



## 項目別有所見率 [%] (令和3年)



定期健康診断結果報告書（労働者50人以上の事業場に提出義務あり。）による。

## 法令改正①：有害業務従事者の歯科健診の徹底（令和4年10月1日から）

有害業務※従事者の歯科健康診断の実施率が低いことから関係法令の改正を行いました。令和4年10月1日施行。

### ※ 歯科健康診断の対象となる有害な業務

塩酸、硝酸、硫酸、亜硫酸、弗化水素、黄りんその他歯又はその支持組織に有害な物のガス、蒸気又は粉じんを発散する場所における業務

#### これまで

- 上記の有害な業務に常時従事する労働者に対しては、6か月ごとに1回、定期的に歯科医師による健康診断を実施する。
- 労働者数50人以上の事業場は、一般定期健康診断結果とともに、上記歯科健診の結果も記載して労働基準監督署に報告する。

#### 令和4年10月1日から

- 上記の有害な業務に常時従事する労働者に対しては、6か月ごとに1回、定期的に歯科医師による健康診断を実施する（変更なし。）。
- 労働者数50人以上の事業場は、一般定期健康診断結果を労働基準監督署に報告する（あまり変わらない。）。
- **労働者数に関係なく（労働者数50人未満であっても）上記歯科健診の結果を労働基準監督署に報告する。**

定期健康診断結果報告書

803111

労働保険番号

対象年 7:平成 9:令和 (月～月分)(報告回数) 健診年月日 7:平成 9:令和

事業の種類 事業場の名称

事業場の所在地 郵便番号( ) 電話( )

健康診断実施機関の名称 在籍労働者数

健康診断実施機関の所在地 受診労働者数

(\*)労働安全衛生規則第13条第1項第3号に掲げる業務に従事する労働者数(右に詰めて記入する)

イ 人 ロ 人 ハ 人 ニ 人 ホ 人

ヘ 人 ト 人 チ 人 リ 人 ス 人

ル 人 ヲ 人 ヱ 人 カ 人

計 人

健康診断項目	実施者数		有所見者数		実施者数		有所見者数	
	人	人	人	人	人	人	人	
聴力検査(オーディオメーターによる検査)(1000Hz)					肝機能検査			
聴力検査(オーディオメーターによる検査)(4000Hz)					血中脂質検査			
聴力検査(その他の方法による検査)					血糖検査			
胸部エックス線検査					尿検査(糖)			
喀痰検査					尿検査(たんぱく)			
血圧					心電図検査			
貧血検査								

所見のあった者の人数 医師の指示人数

産業医 氏名 所属機関の名称及び所在地

年月日 事業者職氏名 労働基準監督署長殿

受付印

50人以上に提出義務あり(従来どおり)

有害な業務に係る歯科健康診断結果報告書

80304

0123456789

労働保険番号 在籍労働者数

対象年 9:令和 (月～月分)(報告回数) 健診年月日 9:令和

事業の種類 事業場の名称

事業場の所在地 郵便番号( ) 電話( )

健康診断実施機関の名称

健康診断実施機関の所在地

項目	取扱有害物質・業務内容	物質
	業務内容	
労働安全衛生法施行令第22条第3号に掲げる業務に従事する労働者数	人	
受診労働者数	人	
所見のあった者の人数	人	

産業医 氏名 所属機関の名称及び所在地

年月日 事業者職氏名 労働基準監督署長殿

受付印

50人未満も提出義務あり

折り曲げる場合は(●)の所を谷に折り曲げること

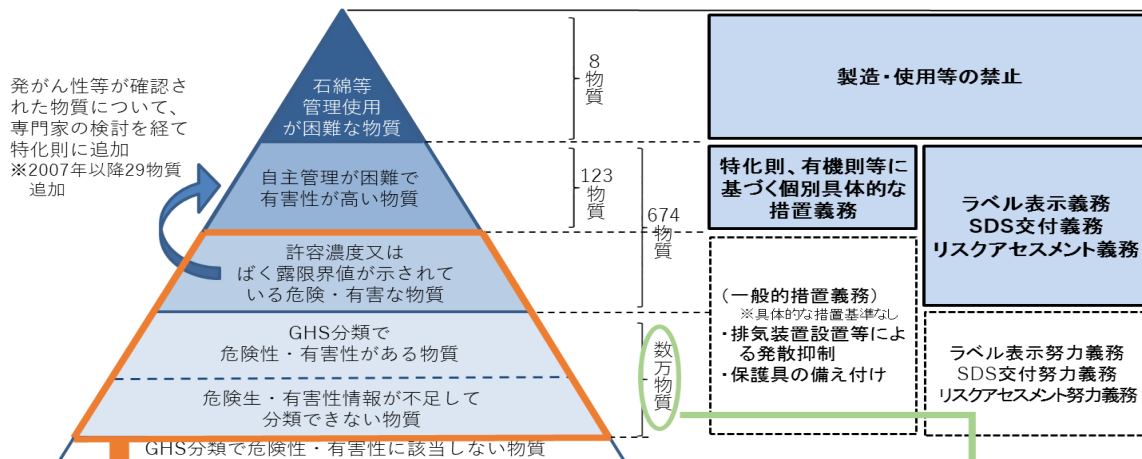
折り曲げる場合は(●)の所を谷に折り曲げること

歯科健診の欄がなくなる。

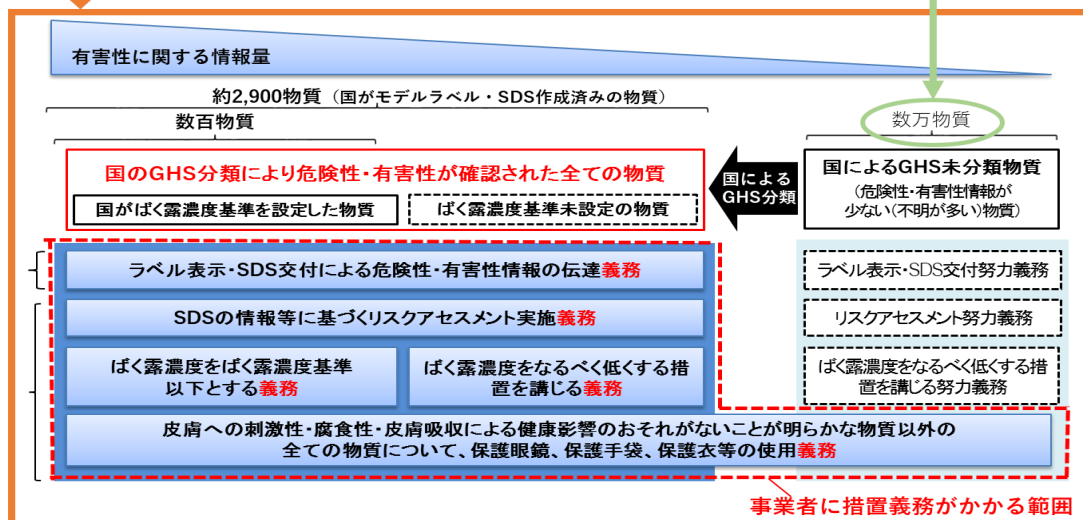
## 法令改正②：新たな化学物質規制（改正期日は次ページ）

化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。

### <現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



### <見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



※従来の特化則や有機則等による規制は残ります。

化学物質による休業4日以上の労働災害（がん等の遅発性疾患を除く。）の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則※の規制の対象外となっています。本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

※ 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則



# 施行期日

		2023(R5).4.1	2024(R6).4.1
化学物質管理体系の見直し	名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加		2024(R6).4.1施行
	ばく露を最小限度にすること (ばく露を濃度基準値以下にすること)	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	ばく露低減措置等の意見聴取、記録作成・保存	2023(R5).4.1施行	
	皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 (健康障害を起こすおそれのある物質関係)	2023(R5).4.1施行	2024(R6).4.1施行
	衛生委員会付議事項の追加	2023(R5).4.1施行	
	化学物質によるがんの把握強化	2023(R5).4.1施行	
	リスクアセスメント結果等に係る記録の作成保存	2023(R5).4.1施行	
	化学物質労災発生事業場等への監督署長による指示		2024(R6).4.1施行
	リスクアセスメント等に基づく健康診断の実施・記録作成等		2024(R6).4.1施行
	がん原性物質の作業記録の保存	2023(R5).4.1施行	
実施体制の確立	化学物質管理者・保護具着用責任者の選任義務化		2024(R6).4.1施行
	雇入れ時等教育の拡充		2024(R6).4.1施行
	職長等に対する安全衛生教育が必要となる業種の拡大	2023(R5).4.1施行	
情報伝達の強化	S D S 等による通知方法の柔軟化	2022(R4).5.31(公布日)施行	
	「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新	2023(R5).4.1施行	
	通知事項の追加及び含有量表示の適正化		2024(R6).4.1施行
	事業場内別容器保管時の措置の強化	2023(R5).4.1施行	
	注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大	2023(R5).4.1施行	
管理水準良好事業場の特別規則適用除外		2023(R5).4.1施行	
特殊健康診断の実施頻度の緩和		2023(R5).4.1施行	
第三管理区分事業場の措置強化			2024(R6).4.1施行

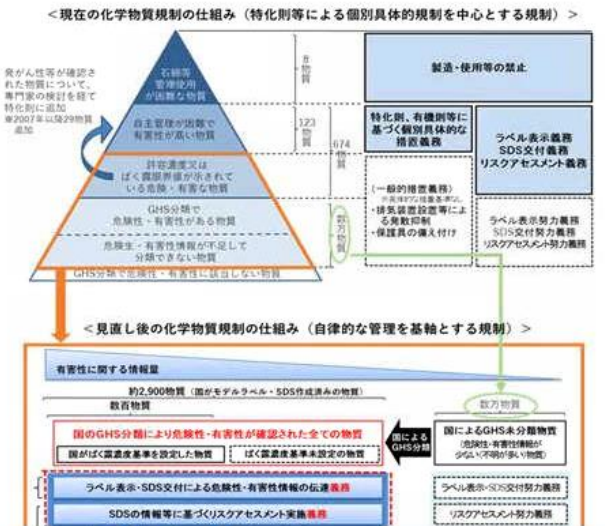
# 化学物質による労働災害防止のための新たな規制について ～労働安全衛生規則等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第91号(令和4年5月31日公布))等の内容～

## 新たな規制の概要

厚生労働省は、化学物質による労働災害を防止するため、労働安全衛生規則等の一部を改正しました。

化学物質による休業4日以上(がん等の遅発性疾患を除く。)の原因となった化学物質の多くは、化学物質関係の特別規則※の規制の対象外となっています。本改正は、これら規制の対象外であった有害な化学物質を主な対象として、国によるばく露の上限となる基準の策定、危険性・有害性情報の伝達の整備拡充等を前提として、事業者が、リスクアセスメントの結果に基づき、ばく露防止のための措置を適切に実施する制度を導入するものです。

※ 特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、鉛中毒予防規則、四アルキル鉛中毒予防規則



※このページのQRコード



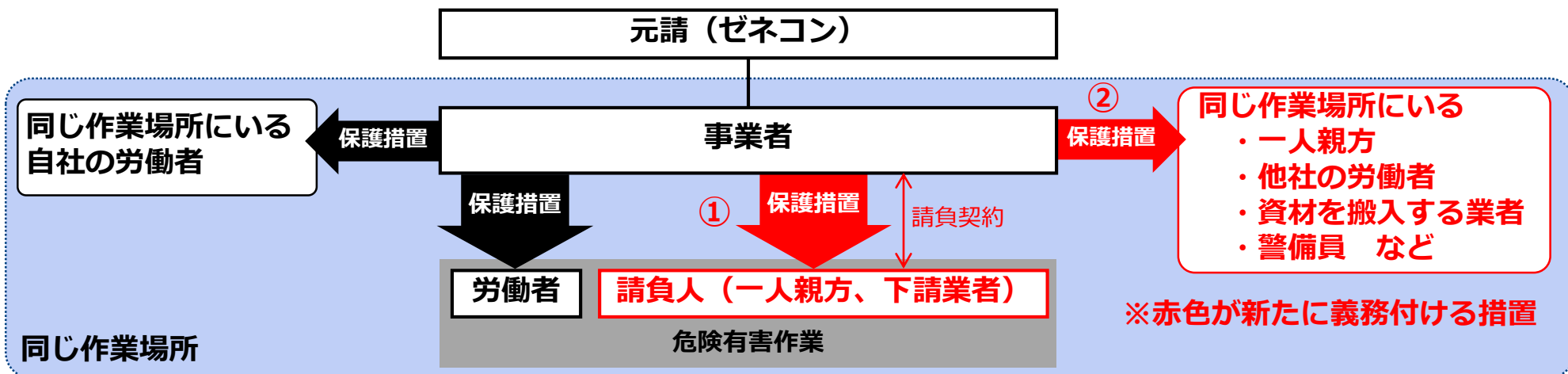
## 法令改正③：労働者以外の者に対する保護規制（令和5年4月1日から）

「安衛法第22条は労働者と同じ場所で働く労働者でない者も保護する趣旨」とした最高裁の判決を踏まえた改正です。

危険有害な作業を行う事業者は、以下の措置を講じなければならないこととする。

- ① 労働者以外の者にも危険有害な作業を請け負わせる場合は、**請負人（一人親方、下請業者）に対しても、労働者と同等<sup>(※)</sup>の保護措置を実施すること。**
- ② 同じ**作業場所**にいる**労働者以外の者（他の作業を行っている一人親方や他社の労働者、資材搬入業者、警備員など、契約関係は問わない）**に対しても、**労働者と同等<sup>(※)</sup>の保護措置を実施すること。**

(※) 事業者は、一人親方等に対して指揮命令関係にないことなどから、同一の措置は困難な場合、それに代わる措置を求めることとする。



- 安衛法第22条に基づいて規定されている計11の省令（石綿障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則、特定化学物質障害予防規則など）を改正する。



# ゼロ災チャレンジ2022

労働災害防止のための安全衛生活動の推進をお願いします。「ゼロ災チャレンジ2022」にもぜひご参加ください。

令和4年度 全国安全週間スローガン  
「安全は 急がず焦らず怠らず」

岐阜労働基準監督署

## ゼロ災チャレンジ 2022

令和4年 7月1日 ▶▶▶ 10月7日 参加申込締切 7月15日

**労働災害**が急増しています。岐阜労働基準監督署では、労働災害防止を図るため「ゼロ災チャレンジ2022」の参加企業を募集します。

令和3年は死傷者数・死亡者数ともに過去10年で最多（岐阜労働基準監督署管内）となりました。不安全行動による労働災害が多くを占めており、その要因として、コロナ禍により安全衛生活動が低調となったことが考えられます。このため、岐阜労働基準監督署では7～9月に集中的に労働災害防止に取り組む「ゼロ災チャレンジ2022」を実施します。職場の安全を守り、社員一人一人の安全に対する意識を高めるため、ゼロ災を目指して次の重点取組事項を実施しましょう。

概要

▶ FAXにより参加申し込みをし、次の重点取組事項を展開します。（詳細は裏面）

実施事項

重点取組事項	ゼロ災① 安全意識を高める
	安全研修・大会の開催やポスター等の掲示等
重点取組事項	ゼロ災② 危険な箇所・作業の洗い出しとその見直しをする
	危険の感受性を高め、安全パトロール、危険予知訓練、ヒヤリハットを実施する等
重点取組事項	ゼロ災③ 転倒災害、墜落災害、はさまれ・巻き込まれ災害を防ぐ

### 過去10年で最多

【死傷者数（全産業）】  
※ 岐阜労働基準監督署管内

■ 死傷者数  
● 死亡者数

令和2年 749  
令和3年 906

死亡者数 10

死亡災害が多発

### 転落、墜落 はさまれ・巻き込まれが多い

【事故の型別（全産業）】  
※ 岐阜労働基準監督署管内  
令和3年の死傷者数906人の内訳

転倒 (189件) 21%  
墜落・転落 (155件) 17%  
はさまれ・巻き込まれ (103件) 11%

(注) 「死傷者数」は休業4日以上の死傷者数としています。

岐阜労働基準監督署 安全衛生課 申込詳細は裏面

令和4年度 全国安全週間スローガン  
「安全は 急がず焦らず怠らず」

岐阜労働基準監督署

## ゼロ災チャレンジ 2022

実施中 7月1日 ▶▶▶ 10月7日

労働災害が急増しています！  
集中的に労働災害防止に取り組み、  
ゼロ災をめざしましょう。

ゼロ災ちーちゃん

みんな  
で  
ゼロ災チャレンジ  
ちー

ゼロ災2022キャラクター  
「ゼロ災ちーちゃん」  
作画：こばやしのかさん（小1）

重点取組事項	ゼロ災① 安全意識を高める
	安全研修・大会の開催やポスター等の掲示等
重点取組事項	ゼロ災② 危険な箇所・作業の洗い出しとその見直しをする
	危険の感受性を高め、安全パトロール、危険予知訓練、ヒヤリハットを実施する等
重点取組事項	ゼロ災③ 転倒災害、墜落災害、はさまれ・巻き込まれ災害を防ぐ

厚生労働省